

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

新潟県燕市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
1.	農業経営の指標	7
2.	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	1 4
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 5
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	1 5
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	1 5
2.	市が主体的に行う取組	1 6
3.	関係機関との連携・役割分担の考え方	1 7
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	1 7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	1 7
1.	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	1 7
2.	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	1 8
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	2 0
1.	地域計画推進事業に関する事項	2 0
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	3 0
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	3 3
4.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	3 4
5.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事項	3 5
6.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	3 6
第 6	その他	3 7
別紙 1		3 8
別紙 2		4 0

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市は、新潟県のほぼ中央部、県都新潟市と長岡市の中間点に位置し、信濃川水系である大河津分水路をはじめ、中ノロ川・西川など「豊かな水」に恵まれるとともに、西には豊かな自然をたたえる「国上山」があるなど美しい自然景観がある。その立地条件を活かして水稻を主体とする農業生産と、中ノロ川の河川敷等を中心に果樹、野菜の生産及び施設園芸の導入により通年就農に積極的に取り組みが行なわれている。また、一部地域では古くから畜産経営にも熱心に取り組んでおり、それらのいずれもが稲作との複合経営で行われている。

今後は、稲作においては、需給動向を踏まえた計画的な生産と、農地流動化、組織化等を通じてコストの低減に努め、消費者から信頼される品質・食味の向上を図る必要がある。また、園芸等については、稲作の認定農業者等担い手を中心として、作付面積の拡大、産地体質の強化、ブランド品目の育成等を積極的に推進し、本市の農業発展を目指す。

現在、県営ほ場整備事業が実施されており、大型機械化体系による高能率・高生産性水田農業の確立と水田を有効活用した大豆等の本格的生産の定着を図る。また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 本市の農業構造については、伝統的基幹産業である金属洋食器、金属ハウスウェアを主要製品とする金属加工業を核とする工業都市であり、昭和40年代から始まった工業団地の立地を契機に、農用地の減少とともに他産業への就業機会に恵まれていたため、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、本来の土地利用型農業を中心とする農家の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械・施設の更新時や世代交代、ほ場整備事業の進展等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

3. 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400～500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

具体的には、

(1) 本市は、燕市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を中心にし、新潟かがやき農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、燕市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、三条農業普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）等の関係機関が相互に連携し、濃密な指導を行うための体制を整備することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

(2) 望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって、経営診断や経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- (3) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。
- (4) 農地の流動化に関しては、既に農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。
- (5) 遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止に努める。
- (6) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。
- (7) 認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

- (8) 農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- (9) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
- (10) 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- (11) 法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
- (12) 地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業・農業農村整備事業等の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を

行う。

5. 本市は、米の関税化、「食料・農業・農村基本法」の制定等農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、認定農業者等経営体の確保・育成、それらへの農用地利用集積・集約化を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に即して、経営体に加え集落営農組織などの多様な担い手を中心とした効率的な営農体制（地域農業システム）の確立を進めていく。

特に、ほ場整備事業が実施中、及び計画中の地域においては大型機械化体系による効率的な営農体制を進めるため、農作業受託組織や集落営農組織の育成を図る。

6. 本市は、再生協議会において、普及指導センターの協力を得て、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対してはその経営の更なる発展に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする農業者においては、新規の集約的作目導入を図るため、同再生協議会の下に、市場関係者や全農新潟県本部の園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目の栽培に関する指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

当市の令和2年の新規就農者は3人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択して

もらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、当市においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

当市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す主たる従事者一人当たり年間所得）を概ね確保することを目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた当市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）による紹介、技術・経営面については普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1. 農業経営の指標

[個別経営体:所得目標660～1,310万円(主たる従事者1人当たり440～450万円)]

営農類型	経営規模	生産方式
1 水稲 (土地利用型) [所得目標900万] [従事者 2.0人]	<作付面積> 水 稲 10.5 ha 加工用米 4.5 ha <経営面積> 15.0 ha 自作地 1.5 ha 借 地 13.5 ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (50坪) 1棟 ・パイプハウス (100坪) 1棟 ・トラクター (40ps) 1台 ・乗用田植機 (8条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (40石) 2台 ・軽トラック 1台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 <その他> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。
2 水稲+施設野菜 (複合型) [所得目標870万円程度] [従事者 2.0人]	<作付面積> 水 稲 6.2 ha 加工用米 2.4 ha トマト(注1) 0.3 ha きゅうり(注1) 0.3 ha <経営面積> 8.9 ha 自作地 1.5 ha 借 地 7.4 ha (注1) 「トマト」「きゅうり」を 「とう菜」「食用菊」に変更可	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・鉄骨ハウス (300坪) 3棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・暖房機 3台 <その他> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
<p>3 水稲＋露地野菜 (複合型) [所得目標870万円程度] [従事者 2.0人]</p>	<p>〈作付面積〉 水 稲 9.0 ha 加工用米 1.8 ha すいか 1.0 ha 加工用大根 1.0 ha</p> <p>〈経営面積〉 12.8 ha 自作地 1.5 ha 借 地 11.3 ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (74坪) 1棟 ・パイプハウス (300坪) 1棟 ・かん水施設 (1ha) 1棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (5条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (55石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台</p> <p>〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>
<p>4 水稲＋果樹 (複合型) [所得目標870万円程度] [従事者 2.0人]</p>	<p>〈作付面積〉 水 稲 4.3 ha 加工用米 0.6 ha 日本なし 0.6 ha 西洋なし 0.6 ha</p> <p>〈経営面積〉 6.1 ha 自作地 1.5 ha 借 地 4.6 ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (35坪) 1棟 ・パイプハウス (40坪) 1棟 ・果樹棚 1棟 ・防風施設 1棟 ・トラクター (27ps) 1台 ・乗用田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (2条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (24石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ミニバックホー 1台 ・スピードプレイヤー 1台 ・トラック 1台</p> <p>〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>

営農類型	経営規模	生産方式
5 水稲＋花き (複合型) [所得目標890万円程度] [従事者 2.0人]	<作付面積> 水 稲 6. 2 ha 加工用米 2. 5 ha チューリップ切花 0. 1 ha <経営面積> 8. 8 ha 自作地 1. 5 ha 借 地 7. 3 ha	<資本装備> ・作業場 (45坪) 1 棟 ・パイプハウス (60坪) 1 棟 ・冷蔵庫 (20坪) 2 台 ・鉄骨ハウス (300坪) 1 棟 ・ローリングベンチ (300坪) 1 台 ・トラクター (31ps) 1 台 ・乗用田植機 (6 条) 1 台 ・コンバイン (3 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5トン) 1 台 ・乾燥機 (45石) 1 台 ・トラック (1 トン) 1 台 ・精米機 (200kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・選花機 1 台 ・暖房機 2 台 <その他> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス 2 回転で作期拡大を図る。
6 水稲＋加工 (複合型) [所得目標870万円程度] [従事者 2.0人]	<作付面積> 水 稲 6. 7 ha 加工用もち米 2. 9 ha <経営面積> 9. 6 ha 自作地 1. 5 ha 借 地 8. 1 ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (40坪) 1 棟 ・パイプハウス (66坪) 1 棟 ・加工施設 1 棟 ・トラクター (31ps) 1 台 ・乗用田植機 (6 条) 1 台 ・コンバイン (3 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5トン) 1 台 ・乾燥機 (50石) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・精米機 (200kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1 台 ・自動餅つき機 1 台 ・のし餅成型機 1 台 <その他> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス 2 回転で作期拡大を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
<p>7 水稲+いちご (複合型) [所得目標870万円程度] [従事者 2.0人]</p>	<p>〈作付面積〉 水 稲 6.9 ha 加工用米 2.7 ha 越後姫 0.2 ha</p> <p>〈経営面積〉 9.8 ha 自作地 1.5 ha 借 地 8.3 ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (66坪) 1棟 ・高設パイプハウス (100坪) 6棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (50石) 1台 ・軽トラック 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台</p> <p>〈その他〉 ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。</p>
<p>8 水稲+酪農 (複合型) [所得目標860万円程度] [従事者 2.0人]</p>	<p>〈飼養頭数〉 経産牛 40頭</p> <p>〈作付面積〉 水 稲 2.1 ha 加 工 0.9 ha</p> <p>〈経営面積〉 3.0 ha 自作地 3.0 ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・成牛舎 (143坪) 1棟 ・育成牛舎 (21坪) 1棟 ・尿溜 (125m³) 1棟 ・堆肥舎 (1/2リース) (69坪) 1棟 ・収納庫 (26坪) 1棟 ・バークリーナ 1台 ・ミルカ 1台 ・バルククーラー 1台 ・自動給餌機 1台 ・トラクター (54ps) (2戸共同) 1台 ・ショベルローダ (800kg) (2戸共同) 1台 ・ダンプ (2トン) 1台 ・細霧システム 1台</p> <p>〈その他〉 ・水田は集落営農型組織による自営</p>

営農類型	経営規模	生産方式
<p>9 酪農 (単一型) [所得目標870万円程度] [従事者 2.0人]</p>	<p>〈飼養頭数〉 経産牛 4.5頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎 (158坪) 1棟 ・育成牛舎 (28坪) 1棟 ・尿溜 (125m³) 1棟 ・堆肥舎 (1/2リース) (76坪) 1棟 ・収納庫 (26坪) 1棟 ・バーンクリーナ 1台 ・ミルカ 1台 ・バルククーラー 1台 ・自動給餌機 1台 ・トラクター (54ps) (2戸共同) 1台 ・ショベルローダ(800kg) (2戸共同) 1台 ・ダンプ (2トン) 1台 ・細霧システム 1台
<p>10 水稻+養豚 (複合型) [所得目標860万円程度] [従事者 2.0人]</p>	<p>〈飼養頭数〉 養豚〈雌〉 80頭</p> <p>〈作付面積〉 水稻 3.5ha 加工用米 1.5ha</p> <p>〈経営面積〉 5.0ha</p> <p>自作地 3.0ha 借地 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖分娩豚舎 (138坪) 1棟 ・肉豚舎 (146坪) 1棟 ・コンポ (1/2リース) 1基 ・浄化槽 (1/2リース) 1基 ・堆肥舎 (1/2リース) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リース) 1台 ・給餌器 (子豚) 1式 ・給餌機 (肉豚) 1式 ・自動給餌システム 1式 ・ガスブルーダー 1式 ・スクリュコンベア 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田は集落営農型組織による自営

営農類型	経営規模	生産方式
11 養豚 (単一型) [所得目標1,350万円程度] [従事者 3.0人]	<飼育頭数> 種雌豚 140頭	<資本装備> ・繁殖分娩豚舎 (210坪) 1棟 ・肉豚舎 (222坪) 1棟 ・コンポ (1/2リース) 1基 ・浄化槽 (1/2リース) 1基 ・堆肥舎 (1/2リース) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リース) 1台 ・給餌器 (子豚) 1式 ・給餌機 (肉豚) 1式 ・自動給餌システム 1式 ・ガスブルーダー 1式 ・スクリュコンベア 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台 <その他> ・水田は土地利用型農家などに委託

[組織経営体：所得目標 1,310～2,660 万円程度 (主たる従事者 1人当たり 440～450 万円)]

営農類型	経営規模	生産方式
12 水稻 (土地利用型) [主たる従事者の給与報酬目標 440万円程度] [従事者 6.0人]	<作付面積> 水稻 32.2ha 加工用米 1.8ha 大豆 12.0ha <経営面積> 46.0ha 借地 46.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ブームスプレヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台 <その他> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
<p>13 水稲+加工野菜 (土地利用型) [主たる従事者の給与報酬目標 440万円程度] [従事者 6.0人]</p>	<p>〈作付面積〉 水 稲 29.4 ha 加工用米 8.6 ha 加工タマネギ 2.0 ha 加工キャベツ 2.0 ha</p> <p>〈経営面積〉 42.0 ha</p> <p>借 地 42.0 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (260坪) 1棟 ・トラクター (37ps) 3台 ・乗用田植機 (6条) 2台 ・コンバイン (4条) 3台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (65石) 3台 ・軽トラック 3台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・全自動定植機 1台 ・マニュアルスプレッダー 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。
<p>14 水稲+農産加工 [主たる従事者の給与報酬目標 440万円程度] [従事者 6.0人]</p>	<p>〈作付面積〉 水 稲 18.2 ha 加工用米 7.8 ha</p> <p>〈経営面積〉 26.0 ha</p> <p>借 地 26.0 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (70坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 3棟 ・加工用施設 (鉄骨) 1棟 ・トラクター (37ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (4条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 3台 ・軽トラック 2台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・自動餅つき機 1台 ・のし餅成型機 1台 ・冷蔵庫 (3坪) 1台 ・角切りカッター 1台 ・エアコン 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
15 水稲+露地野菜 [主たる従事者の給与報酬目標 450万円程度] [従事者 5.0人]	<p>〈作付面積〉</p> <p>水 稲 25.9ha 加工用米 6.1ha えだまめ 4.0ha さといも 1.0ha</p> <p>〈経営面積〉 37.0ha</p> <p>借 地 37.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (220坪) 1棟 ・えだまめ育苗ハウス (60坪) 1棟 ・さといも貯蔵ハウス (60坪) 1棟 ・トラクター (40ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (55石) 3台 ・軽トラック 4台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ハーベスター 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コシヒカリは、早植、遅植のハウス2回転で作期拡大を図る。

2. 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	<p>ア 経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実践</p> <p>イ 家計部門を明確に区分し、パソコン等を活用し、農業部門だけで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施</p> <p>ウ 経営企画力の向上等により熟度を高め法人化へ移行</p> <p>エ 経営管理に関する専門家の活用や研修等への積極的な参加</p>
農業従事の態様	<p>ア 家族経営協定の締結による就業環境等の整備</p> <p>イ 給料制、休日制の導入、社会保険への加入など、雇用者等の福利厚生の上</p> <p>ウ 労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（農業協同組合による労働力調整システムやヘルパー等）を活用</p> <p>エ 農作業環境、作業方法の改善</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 本市の特産品である水稲などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

- (3) 農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- (4) 農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 市が主体的に行う取組

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) 就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) 県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
- (4) 新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- (5) 新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、就農準備資金、経営開始資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

(1) 本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

(1) 本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

(2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

本市においては、担い手の高齢化により担い手不足が懸念されているが、

集落営農の組織化・法人化等に取り組んでおり、認定農業者への農地の流動化が進んでいる。

(2) 今後の見通し

本市においては、ほ場整備事業が進展しており、これを契機として認定農業者等担い手への農地集積が急速に進むものとする。

2. 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和5年度）までに、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を90%程度（5,049ha）まで進めることを目標とする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	目標年次
90%程度	農用地利用集積の目標面積 5,049ha (作業受託面積含む)	令和5年度

(注)「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

○ 農用地の面的集積に向けた目標

農地中間管理事業を中心に、農地中間管理機構の特例事業も活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地利用の面的集積の割合を高める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

区 分	営農類型	育成すべき 経営体の目標	目標年次
個別経営体	水稲（土地利用型）	177	令和12年度
	水稲＋施設野菜（複合型）	25	
	稲作＋露地野菜（複合型）	35	
	水稲＋果樹（複合型）	11	
	水稲＋花き（複合型）	20	
	水稲＋加工（複合型）	2	
	水稲＋いちご（複合型）	2	
	水稲＋酪農（複合型）	3	
	酪農（単一型）	2	
	水稲＋養豚（複合型）	4	
	養豚（単一型）	2	
組織経営体	水稲（土地利用型）	14	
	水稲＋加工野菜（土地利用型）	1	
	水稲＋農産加工（複合型）	1	
	水稲＋路地野菜（複合型）	1	
合 計		300	

（３）将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、本市は、農業委員会、農業協同組合、再生協議会等、関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

（４）その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、水稻を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

現在、ほ場整備事業が実施中の地区と今後実施される見込みの地区では、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

- ① 協議の場の開催時期は幅広い農業者の参画を図るため、本市における基幹作物である水稻及び協議の場を設置する区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。

- ② 協議の場の開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ③ 参加者については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ④ 協議すべき事項
 - ア. 米から野菜等の高収益作物への転換、輸出向け作物の生産、有機農業の導入の推進などの農業の将来の在り方について。
 - イ. 今後も農業上の利用が行われる農用地等の区域について議論を行い、当該区域において集約化等を進めることについて。
 - ウ. 農用地の担い手への集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針等その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について。
 - エ. ウの事項の他、地域の実情に応じて、鳥獣被害防止対策、有機・減農薬・減肥料、スマート農業、輸出、果樹等、燃料・資源作物等、保全・管理等、農業用施設、営農型太陽光発電事業その他の取組について。
- ⑤ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ① 地域計画の策定に当たっては県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う
- ② 地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか毎年進捗管理

を実施する。

地域計画が策定されるまでの間は、利用権設定促進事業を継続するものとし、以下のとおり行うものとする。

(4) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」という。)第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいることとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業を行う農地中間管理機構、農業構造の改善に資するための事業を行う独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役

員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うために利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(5) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(6) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア．当該開発事業の実施が確実であること。
- イ．当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(7) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本市は、(8)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(8) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措

置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(7)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の60日前までに申し出るものとする。

(9) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(8)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(8)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(4)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(10) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件。
- ⑦ ①に規定する者が旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を本市長に報告する旨。
- ア. ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）。
- イ. ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積。
- ウ. イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収。
- エ. ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響。
- オ. 地域の農業における他の農業者との役割分担。
- カ. ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況。
- キ. その他参考となるべき事項。
- ⑧ ①に規定する者が旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者で

ある場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項。

- ア．農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者。
- イ．原状回復の費用の負担者。
- ウ．原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置。
- エ．貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め。
- オ．その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め。

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況。

(11) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(10)の②に規定する土地ごとに(10)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(12) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(8)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(10)の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(13) 公告の効果

本市が(12)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(14) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(15) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争

が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(16) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、旧基盤強化法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア. 旧基盤強化法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあ

っせん等（農地中間管理事業等）の働きかけ等を行う。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項。

イ. 農用地利用改善事業の実施区域。

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項。

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項。

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項。

カ. その他必要な事項。

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は

特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所。

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標。

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項。

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ. ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ

総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

ア．農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進。

イ．効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成。

ウ．農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必

要性についての普及啓発。

エ．農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化。

オ．地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進。

カ．農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者からの申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の7(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

当市が主体となって新潟県農業大学校や普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業づくり交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策

定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 本市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、大豆共同乾燥調製・貯蔵施設、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の有効な利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ. 本市は、農業農村整備事業等によって農村の活性化を図るとともに、新潟県農林水産業総合振興事業等を活用することにより農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ. 本市は、水田収益力強化ビジョン実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、大豆作等を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ. 本市は、農山漁村振興交付金事業及び団体営農村振興総合整備事業の推進を図るとともに、農村環境基盤及び農村生産基盤の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

オ. 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

別紙 1（第 5 の 1（4）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。
 - ・ 旧基盤強化法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合。
 - ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合。
 - ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合。
 - ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

・ ・ その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (5) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は 3 年、6 年、10 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間。) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年、6 年、10 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年、6 年、10 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1 の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき燕市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	<p>1. 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当っては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準として、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>